



八 監 第 9 3 号  
令 和 5 年 6 月 5 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 大 塚 裕 介

令和3年度監査（子ども部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

令和4年6月1日付け八監第77号により提出した令和3年度監査（子ども部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区 分	所見及び措置内容
子育て支援課	指摘事項	<p>1 法令外負担金に係る収納手続について</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>法令外負担金（保険料）について、八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号）第35条第1項の規定により、現金を直接収納したときは特別の事情がある場合を除くほか、当日又は翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないとされているが、翌々日以降の払込みが一部認められた。</p> <p>また、前年度監査においても同様の事例が認められていたことから、今後は、適切な収納事務を行われたい。</p> <p><b>【措置内容】</b></p> <p>法令外負担金（保険料）について、八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号）第35条第1項の規定に則り、収納事務を行った。</p>